

(第44号)

The School Health (No. 44)

昭和37年6月15日発行

(隔月1回1日発行)

発行 日本学校保健会

栗山 重信

東京都港区西久保

明舟町10

電話(501) 3785

9974

振替口座東京 98761

印刷所 伊東進歩堂

東京都文京区東青柳町30

頒価1部15円(送料共)

# 学校保健

財団法人 日本学校保健会 会報

格教育の完成を目的とし、個人及び社会の健全な成長を促進し、国民の心身の健全な育成を期すこと。



学校保健  
 開拓の父  
 ターナー  
 教授来日



## 保健教育の振興

世界最初の、大学における保健教育の教授となったターナー教授が、ユネスコとWHOの協同作業である「学校における保健教育計画」の指導書作成のための各国巡歴の一環として、さる五月二十日夜、来日されて、二十六日夜離日された。

その間、ユネスコ国内委員会、文部省、厚生省、公衆衛生院を訪問され、保健教育関係者と懇談された。同教授は保健教育史上の第一人者であり開拓者でもあるが、本年72才の高齢である。それにも拘わらず、在日中、実に精力的に活動され、鎌倉第一小学校、東京富士高校、東京大

学等も視察、懇談された。戦後におけるわが国の学校保健の実態をみてもらって、教授の評価を得る機会があったわけである。

そして、わが国の戦後のものである保健学習、学校保健委員会、児童の保健研究発表等について、いずれも世界の最高水準にあることが、何回も語られた。われわれは、この評価はたった一校ずつの評価ではない。これに甘んずるものではない。

ただ、ユネスコが世界の保健教育の振興に乗り出したこと、また、このことの提案は日本がしたこと等、思いあわせて、世界の保健教育に対する日本の、われわれの責任を痛感するものである。

生涯と等しいともいえる点がある。ターナー教授のこと、ユネスコの狙っていること等は、次号に続報したいと考えているが、ここには来日のことだけを記しておくにとどめる。

(註)ユネスコ教育部門副部長からユネスコ日本国内委員会事務総長あての書翰には、WHOの保健教育の諮問で現在パリにおいて教育行政官ならびに教員養成の責任者の指針となる学校における保健教育計画の草案作成の準備をしているターナー教授を紹介する云々と記されて、日本滞在中何分の配慮を願いたい、とあるが、これらは次号に紹介する。

(左上写真)鎌倉市立第一小学校訪問の教授夫妻、左端高橋文部省学校保健課長、右端が鎌倉一小校長)

## 学校保健法施行令一部改正 (昭和37年5月11日公布)

第七号第三号中「(乳様突起炎を伴わないものに限る。)」を削り、同条第五号中「永久歯の齲蝕でアマルガム充填により」を「乳歯にあっては抜歯により、永久歯にあってはアマルガム充填又は銀合金インレーによりそれぞれ」に改め、同条第六号を次のように改める。……六 寄生虫病(虫卵保有を含む) 第九条第三項中「毎年度」の下に「文部大臣が」を、「被患者の延数を」の下に「基準として各都道府県ごとに定めた児童及び生徒の被患者の延数を」を加える。附則この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の学校保健法施行令第七号第三号、第五号及び第六号の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

## 第44号 目次

- ◇ 学校保健開拓の父ターナー教授来日
- ◇ 学校保健の振興(ターナー教授を迎えて)
- ◇ 学校保健法施行令一部改正
- ◇ 交通事故の防止について(文部次官通達)
- ◇ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の公務災害補償の改訂(増額)成る
- ◇ マニラの三週間(杉浦正輝)
- ◇ 学校保健講習会始まる(学校医・学校薬剤師)



十五才未満の年齢層に属し、また事故の約七〇%が経験五年未満の者であることは、留意すべきことである。

### 二 関係者の相互の協力について

以上の現状から、児童生徒の交通事故防止については、学校だけでなく、家庭ならびに社会教育関係団体その他の関係機関、団体等が、地域の実情に応じて相互に緊密な連絡をとりあい協力し、下記によって事故防止にあたる必要がある。

- 一 教育委員会においては、交通対策または学校安全に関する協議会あるいは関係機関、団体との連絡を緊密にし、交通事故防止対策のための総合計画の樹立をはかり、その実施の徹底を期すること。
- 二 学校および社会教育関係者は、積極的に地域社会における交通安全全についての協議会等に参加し、あるいは交通事故防止の具体策の樹立に参画し、その実施に協力すること。

三 学校および社会教育関係者は、幼児、児童および生徒等についての交通安全計画をたて、それを実施するにあたっては、あらかじめ各関係方面にその計画を連絡し、適切な指導、助言、援助を求め、または資料の提供を受けるなど積極的に協力を求めること。

### 三 学校における

### 交通安全に関する指導について

学校における交通安全に関する指導は、安全教育の一環として、児童生徒に対して交通安全について関心を高めるとともに、交通安全に必要な知識、理解、態度、習慣を養い、児童生徒自身はもとより、他人の生命の安全と傷害の防止にも努めるものでなければならぬ。したがって学校においては、地域社会の実情および前記一の現状を勘案し、下記によって、交通安全に関する事項の指導計画を作成し、その実施の強化をはかる必要がある。

- 1 交通安全に関する指導について必要と考えられる事項
  - (1) 交通事故の現状および原因
  - (2) 交通安全
    - ア 右側通行等道路での歩き方
    - イ 道路および踏切道の横断の方法
    - ウ 道路標識の判別
    - エ 路上禁止行為の種類
    - オ 自動車、バス、電車などの乗降の方法
    - カ 自転車の乗車方法
- 2 交通安全の指導にあたって特に考慮すべき事項
- (1) 「車の直前直後の横断」「路上への飛び出し」「自転車乗車の不注意」などの危険性について具体的に理解させ、事故防止のための実地指導を通じて児童生徒が自主的に安全な行動ができるよう指導すること。

なお、交通安全の指導の全体を通じて、生命の尊重について深い関心を持たせるよう努めること。

- (2) 心身の疲労または精神の不安定などの状態にあるときは、これが交通事故の誘因となりやすいものであるから、特に興奮性・神経過敏・注意力散漫等の傾向のある者、きわめて活動的であるため、あるいは運動能力が劣るため、しばしば受傷する者に対しては、交通事故防止の観点から個別指導を行なうことに事故は下校時において多く発生するものと考えられるので、下校直前のこれらの者に対する指導には特に留意すること
- (3) 聴力障害、視力障害のある者に対しては、交通安全のための特別な考慮を払うこと。

- 3 交通安全の指導は、各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等その他学校における教育活動の全体を通じて行なうこと

### 四 児童生徒の登下校時における指導管理について

学校における児童生徒の登下校時の指導管理について特に留意すべき事項

- 一 登下校時の通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、安全な通学路を児童生徒および家庭に周知徹底させ事故を未然に防止すること。

よう努めること、特に悪天候時の通学または自転車、原動機付自転車による通学にあつては、たとえ通常の経路および方法による場合であっても注意を払うよう指導すること。

二 授業の終始時刻を家庭に周知させ、始業時までに多少の時間的余裕をはかって出発させ、またその直前にしかるなど感情をいらだたせることのないよう家庭の注意を喚起すること。

三 学校の指導管理のもとに行なう交通量の多い場所での交通整理、集団登下校または時差通学については、警察署、PTA、その他の社会教育関係団体等と密接な連携をとり、綿密周到な計画のもとに実施すること。

### 五 家庭における子どもに対する交通安全に関する指導について

こどもの交通事故は、いうまでもなく児童生徒の登下校時に限られるものではない。むしろその大部分は家庭にあるときに発生していると思われる(昭和三十六年中の東京都内における交通事故の一日のうち時間帯別発生分布をみると、十一時から十二時までと十六時から十七時までに多発している。特に午後では十四時以降から増加の傾向をたどっている。また死亡事故を曜日別にみると

## 学童の栄養補給には……

# カワイ肝油ドロッツ

(学校用)一粒中ビタミン含量 A 3,000国際単位 D 300国際単位  
その他 磷、カルシウム含有

よ化で定  
吸収膜安  
完全皮膚効  
消化特殊力  
消き特効



河合製薬株式会社 東京都中野区野方町2丁目 電話 中野 (381) 443・445番

月曜日、日曜日が多くなっている。「幼児のひとり歩き」「路上への飛び出し」「路上遊戯」など、家庭における指導が学校教育と一体となつて、はじめて事故を防止できるものである。家庭におけることもに對する指導監督について、さらに注意を喚起することが肝要である。

家庭におけることもに對する指導監督について留意すべき事項

一 歩行者や自転車利用者として知つておくべき交通法規の一般について熟知し、こどものこれについての関心と理解を深めること、このため、家庭においては学校で社会教育関係団体等が行なう交通安全に關する諸計画に積極的に参加するよう努めること。

二 日常の話題として、報道される交通事故を取りあげて話し合い、またはこどもとともに外出する機会を活用して実地に指導するなど具体的な事例に即して日常の交通安全について指導すること。単なる呼びかけにとどまる注意は、効果的でないことに留意すること。

三 こどもの遊び場所には注意を払い、つねにこどもの所在を明らかにしておくこと。

### 六 社会教育における交通安全の普及啓発について

社会教育は、広範にわたる一般国民を対象とする教育であるので、交通安全の普及啓発には、この分野の

活動に期待される。

社会教育における交通安全の指導について、最近の交通事故の現状にかんがみ考慮すべき事項

一 青年学級、婦人学級、社会学級講座、成人学校その他各種の集会、

## 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償の改訂(増額)成る

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(昭和三十七年政令第五二二号。以下「改正政令」)は、別掲のとおり昭和三十七年三月二十三日公布され、同日から施行された。

公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師(以下「学校医等」)の公務災害補償に關し、この改正政令は、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一九一号)の規定の例により従来の障害補償を第一種障害補償および第二種障害補償としたこと、ならびに一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九五号)の一部改正に伴いその補償基礎額を改めたものである。

### 改正政令の要点

- 1 学校医等の障害補償を第一種障害補償および第二種障害補償としたこと。
- 2 従来は、補償金額を一度限り支給(一時金)して行なっていたが、今度の改正で、第一級から第三級までを第一種障害補償として補償金額を毎年支給(年金)して行なうこととし、身体障害の程度の重い者に対する補償の改善を行なつたこと。なお、第四級から第十四級までを第二種障害補償としたが、その補償は従来どおりである。
- 3 学校医等の補償基礎額を改訂したこと。

行事において、交通道徳の高揚、交通法規の周知徹底および交通事故防止対策の研究のための事項などをそれらの学習のなかにとり入れるようくふうし、交通安全について一般国民の関心を高めること

二 PTA、青年団、婦人会等の社会教育関係団体に対して、交通安全についての認識を深めるための活動を勧奨するとともに、その地方の実情に即した交通安全対策の推進について協力を求めること。

用すること。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に關する条例の一部を改正する条例準則

第八条第一項中「当該学校医等に對して」の下に「、同表に定める第一級から第三級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第一種障害補償として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に應じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給して行ない、同表に定める第四級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第二種障害補償として」を加え、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、同項の規定による等級が第三級以上になる場合は、この限りでない。

第八条第五項中「その障害補償の



丈夫に...大きく...

お子様用...総合ビタミン剤 (50錠 300円)

**パンピタンペレ**

3つの特長 ①ドロップのようにしゃぶれます ②吸収が大変よい ③お子様がよろこんでおのみにになります

大阪市東區 武田薬品工業株式会社 (東京 札幌・福岡)



金額から従前の障害に應ずる障害補償の金額を「その者の加重後の障害の等級に應ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の三号を加える。

一 その者の加重前の障害の等級が第三級以上である場合 その者の加重前の障害の等級に應ずる第一種障害補償の金額

二 その者の加重前の障害の等級が第四級以下であり、かつ、加重後の障害の等級が第三級以上である場合 その者の加重前の障害の等級に應ずる第二種障害補償の金額

三 その者の加重後の障害の等級が第四級以下である場合 その者の加重前の障害の等級に應ずる第二種障害補償の金額

第八条に次の一項を加える。

6 第一種障害補償を受ける者の当該身体障害の程度に変更があつたため、新たに別表第二中の他の等級に該当するに至つた場合においては、新たに該当するに至つた等級に應ずる障害補償を行なうものとし、その後は、従前の障害補償は、行なわれない。

第十四条中「障害補償」を「第二種障害補償」に改める。

別表第一学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「三三八円、四七五円、六四三円、八三三円、一、〇三三円、一、一九三円」を「四二七円六〇二円、八三七円、一、〇九五円、一、三八九円、一、六七二円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「二七〇円、三七八円、五〇三

(別記) 補償基礎額表の算出基礎算出方法

$$\frac{\text{俸給月額} \div 30 \times \frac{3}{4}}{\text{日額換算}}$$

(イ) 学校医および学校歯科医

医大または歯科医大卒 (インターン未了)	医療職俸給表(イ)による		B 俸給月額 の日額換算 (A÷30)	補償基礎額 (B× $\frac{3}{4}$ )
	仮定号俸	俸給月額 A		
5年未満	5等級1号	17,100	570	427
5年以上 10年未満	5 " 6 "	24,100	803	602
10 " 15 "	4 " 4 "	33,500	1,116	837
15 " 20 "	3 " 3 "	43,800	1,460	1,095
20 " 25 "	3 " 8 "	55,600	1,853	1,389
25 "	3 " 13 "	66,900	2,230	1,672

(ロ) 学校薬剤師

大 学 卒	医療職俸給表(ロ)による		B 俸給月額 の日額換算 (A÷30)	補償基礎額 (B× $\frac{3}{4}$ )
	仮定号俸	俸給月額 A		
5年未満	4等級1号	13,200	440	330
5年以上 10年未満	4 " 6 "	18,100	603	452
10 " 15 "	3 " 6 "	25,100	836	627
15 " 20 "	2 " 1 "	32,300	1,076	807
20 " 25 "	2 " 6 "	41,600	1,386	1,039
25 "	2 " 11 "	50,500	1,683	1,262

別表第三中「障害補償」第一級を「二四〇」に改める。

別表第四中「障害補償」第一級を「一〇三二」に改める。

別表第四中「障害補償」第二級を「七七八」に改める。

別表第四中「障害補償」第三級を「七四七」に改める。

別表第四中「障害補償」第四級を「七二四」に改める。

別表第二倍数の欄中「一、二四〇」を「二四〇」に、「一、一九〇」を「一九〇」に、「一、〇五〇」を「一〇五〇」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例第八條第一項、第四項、第五項及び第六項、第十四条並びに別表第一から別表第四までの規定は、昭和三十六年十月一日から適用する。

ニチバンの  
絆創膏



ニチバン株式会社

脳の働きをよくする

ギンマ製剤 ガンマー・アミノ酸

**ガンマロン**

錠・液・注

第一製薬 東京・日本橋 ★文献送呈

# マニラの三週間

埼玉大学  
杉浦正輝

WHO・UNESCO「子供の健康と学校」会議に出席して  
前号で杉浦教授のもたらされたマニラ会議のレポートを同教授を煩わして翻訳してもらって載せたが、ここに掲げるのはそのとき頂いた紀行文の一部である。原文はかなり長いもので、興味つきぬものであるが、紙面の都合で抄録しなければならなかった。いきおい焦点を会議にしぼって、原文の形も味も合なしにしてしまったことは申し訳ない。文責は全く記者にある。ひらにご了承を乞う次第である。

## 羽田発11時40分

### 昨年

の夏休みの終りごろ、文部省の学校保健課からマニラに行かないかという連絡があった。突然マニラ行きを持ち出されたので私は返答に窮した。実は、昨年3月まで、学校保健指導のため、半年、沖繩に出張して学校を留守にしていたからである。

それから英文の手紙を何通か読んでマニラの会議の輪廓をつかむことができた。それは、スポンサーがWHOとUNESCOで、期日は一九一六年11月27日から12月8日までの二週間、会場はマニラ市、会議の内容は「子供の健康と学校」参加者は health personnel (保健衛生職員) と health educator (保健主事) 会議の用語は英語とフランス語、等々である。

### 東京

からマニラへ、羽田発午前11時40分 SAS機上の人とSASに乗って驚いたのはスチュアデスとして日本娘の乗りこん

でいたことだ。日本娘のキメの細かい家庭的なサービスを存分にとでもいう狙いであろうか。NW航路に台湾娘を乗りこませているのもそういうことなのだろう。

### 案内

一万メートルの高空を飛ぶジェット機だから、途中の眺めは単調そのもの、白い雲を下に敷いて、四時間ばかりの飛行の後に、機首を下に下げたとするまにマニラ空港に着く。されたのが BAY VIEW ホテル。名が示すようにマニラ湾を一望に見おろす10階建のホテルで、国際会議の外人客はほとんどこれに泊るといわれている。いうまでもなく、これはわれわれの会議のスポンサーが参加者のために予約しておいたものである。

### 会議の参加者

この会議には、WHOの西太平洋地域から保健衛生職員と保健教師とが参加した。日本からは、厚生省結核予防課の山中技官と私とである。参加国によっては一人名だけのところもあった。

### 参加者

の職種、資格などをみると、医師、看護婦、養護教諭、教諭、指導主事、教授、行政官など、さまざまである。集まった国々は、オーストラリア、カンボジア、台湾(支那)、仏領ポリネシア、香港、日本、朝鮮、マラヤ、ニューギニア、ニューギニア(オランダ)、フィリピン、シンガポール、ビエトナムなどである。

### WHO 西太平洋地域事務所

会場はマニラ市にあるWHOの事務所である。白と薄茶の4階建の近代建築で、庭は芝生と赤・黄・青・緑・白と熱帯植物がとりどりの色を競い、温帯から来た私たちの目をたのませてくれた。

### WHO

は一九四八年に国際連合の専門機関として正式に発足したもので、日本は一九五一年に加盟。本部をジュネーブに置き世界を6地域に分け、地域ごとにおもな保健活動事項をきめて活動している。事務所の入口へ向う道路の左側には、何本かの旗竿が用意されている。国際会議の開会式と閉会式のある日には、参加国の国旗が熱帯の強烈な太陽の下にヘンボンとひるがえるわけだ。日本で見ると丸の旗と外国で見ると丸の旗とは、私に与える感銘に大きな差があるのは何故だろうか。

WHO事務所の職員は、世界各国の人々から構成されているようだが

地域	人口	事務局所在地
アフリカ	1.6億	ブラザビル
アメリカ	3.26	ワシントン
東南アジア	5.0	ニューデリー
ヨーロッパ	6.1	コペンハーゲン
東地中海	1.67	アレキサンドリア
西太平洋	6.33	マニラ

### 会議のスケジュール

私の知っている範囲でも、台湾人、日本人、アメリカ人、イギリス人、フランス人、イタリア人、ポーランド人、フィリピン人など、まさに国際的な事務所といつてよい。

### 午前

会議の期間は2週間であるが、2週間といっても、アメリカ式に土曜日は休みだから、月曜日から金曜日までを2回くり返したわけで、つまり会期は正味10日間にすぎない。の会議は9時から12時まで、午後の会議は2時半から5時まで。午前、午後ともそれぞれ途中に15分間ほどのお茶の時間がある。その時間には、控室でコーヒーや紅茶を飲みながらお喋りをする。このように、お茶の時間が午前午後15分ずつあること、昼休みが2時間半もあることなどは、まことに裕々せまらぬ会議で、日本では40分の昼休み時間も満足にとれない生活を続けていることを思えば、雲

明治製菓 東京・京橋2-8

# BCG

## 潰瘍から お子様を守る!

抗生物質製剤のトップメーカーとして 15年の歴史をもつ明治製菓が その品質を誇る軟膏



### マイシリン軟膏明治

(ペニシリン・ストレプトマイシン合剤)

〈効能〉皮膚化膿性疾患・BCG潰瘍・火傷・外傷等

〈包装〉5グラムチューブ入り60円

泥の差がある。沖縄滞在6カ月のときも、この会議で1カ月あまりの出張のときも、私はいつも肥って帰ってきた。これは一つにはノンビリと生活して来るからであらう。

### 最初

の2日と最後の1日が全体会議で、その他はほとんど分科会である。分科会では6、7人のグループが気ままに論議するのだが、肩のこらない会議なのに、私には肩がこってしようがなかった。

### 英語とフランス語

会議の用語は英語とフランス語である。会議の参加者、助言者、傍聴者などを含めて30人くらいであったと思うが、そのうち、フランス語話者でない者が1名、英仏両語話者である者が10人たらずいたと思う。

### 英語

で発表が行われると、フランス語の同時通訳がイヤホンから流れてくる。だからフランス語で参加している者は始終イヤホンを耳にかけているわけである。ところが、フランス語での発表は英語の通訳が、同時通訳ではなく、発表後に行われるので、私は英語が満足にできないが、フランス語は片ことが解る。そこで私は、フランス語の発表のときは、そのフランス語の発表と英語による通訳とを2回聴くことになるので、発表の内容が相当程度、解ったような気がした。

昼は国際会議に出席し、夜は各国人と個人的につきあう生活をする。英語やフランス語が十分使いこなせないといふことを痛感する。

### 日本人

はどうも国際性が少ないような気がする。地理的にも民族的にも比較的よく似ていると考えられる朝鮮人や台湾人に比べても、国際性が少ないのではなからうか。これはあなたが言葉だけの問題ではなさそうである。

### 会議余聞

「子供の健康と学校」という題の会議であるが、いつも固苦しいことばかりではない。いろいろ愉快な内容が、会議のときにも、お茶の時間の雑談のときにも披露される。

### 仏領

ポリネシアからの参加者(仏人)の発表の中に、こんな話があった……ポリネシアでマラリヤやフィラリアを媒介する蚊の撲滅のために、住民に衛生教育をしたときのこと……スクリーンに蚊を大写真に出して、これがマラリアを媒介するものであると説明したところが住民は「こんな虫はいない」と真顔でいう。いないはずである、スクリーンに大写真になつてゐる1匹もの蚊は。

また、どこの国にも子供のむし歯が多い。このむし歯の対策として歯みがきを推奨することが結論として取りあげられた。ところが、会議に集まつた多くの国々では、田舎のほうへ行くくと歯みがきがない。そこでフィリピン代表者が「フィリピンの田舎には何とかがという植物をチェーンガムのように噛んで歯みがきの代用になっている」と発表した。すると、シンガポールの代表者が「その何んとかという植物は硬くて噛め

### 国際

る代物ではない」と反駁して大笑いになった。ところ変われば品かわる同じ種類の植物でも、フィリピンとシンガポールとでは、だいぶ様子が変わるものらしい。

会議に出ると、英語やフランス語に悩まされるが、わけでも、日本人の英語にはいわずに日本語のなまりがあるように、英語を喋る各国民の英語にもそれぞれ特有のなまりがある。フィリピン人は、doctor(医師)をドクトール thousand(1,000)をタウザンド、three(3)をトウリーと発音する。

オーストラリアの代表者が喋る英語には全く閉口した。彼の喋る文章が解らないどころか、一つ一つの単語さえ掴むことができない。たとえば、彼はtoday(今日)を to die(死ぬために)のように発音する。の代表者が私にこんな笑話をしてくれた

### フィリピン

(P: フィリピン人、A: オーストラリア人)  
P: When did you come to Manila?  
A: I came here today. (to die)  
私はここに今日来ました  
(私はここに死ぬために来ました)

P: No, you didn't come here to die, you came here to live  
いや、あなたはここに死にに来たのではない。生きるために来たのです。

### マニラの夜



マニラの昼は「子供の健康と学校」についての熱心な会議であるが午後5時をすぎると解放される。そして参加者が退屈しないようにとの主備者側の親心であろうか。2週間1〜2日以外は毎晩のように、どこからかの公式または私的の招待がある。

WHOの所長、UNESCOの招待からアレキサンダー博士その他の招待、フィリピン民族舞踊への、音楽への、オペラへの招待等々。アレキサンダー博士の私的招待の模様を一例としてここに紹介すると、広間の周囲にテーブルを置き、中央にはかなりの空間をとられていて、ウエイターに好きなものを注文して、やがて一同がホロ酔い機嫌になる頃、博士がマイクの前に起つて、これからフィリピンのフオーク

### 環境衛生のガス測定に……

……空気検査法(検知管)に採用せられている

北川式 一酸化炭素検知器

北川式 炭酸ガス検知器

その他70数種 カタログ謹呈

製造販売

光明理化学工業株式会社

東京都目黒区唐ヶ崎町603 電話711-2176

### 乗物酔に

三共株式会社



強いききめが1日中つづく……



ペット

2錠 4錠 10錠 100錠



・ダンスを披露すると、う口上がある、そこでワイリピン特有の音楽（何かスペイン音楽に似ているような）に合せて踊りが始まった。キャンドル・ダンス、パンブー・ダンスなど、今なお私の網膜にクッキリ焼きつけられている。

この専門家によるフォーク・ダンスが終ったあと、パーティーの一行だけの社交ダンスが始まった。主としてワルツの演奏である。

毎晩のように、いろいろの組織や

## 学校保健講習会始まる

学校医・学校薬剤師講習会など

学校医講習会 6月8〜9日

難聴の早期発見と早期処置について

慈恵医大名誉教授 佐藤重一氏

(要旨)耳鼻科の学校健康診断について、主要な病名とその統一の点につき説明、専門医の立場からの希望を述べ、次に、10年来連続実施した耳鼻科の学校健康診断の経験に基づき、耳鼻科疾患が地域によるその頻度の非常な相違、また同一人の疾患が年月の推移により如何に変化するものかについて説明。難聴の早期発見について、小学生に意外に難聴者が多く、しかも不注意に放置されていることから、学校健康診断による早期発見の必要を警告、それには如何なる方法をもつてすべきかを述べ、これら難聴の多くは比較的簡単な治療で治るから放置せぬよう希望する

児童生徒に対する精神衛生相談について 東大医助教授上出弘之氏

1、精神障害の増加——東大の実例  
学生問題研究所の実例。原因(1)比較的增加(2)精神衛生知識の向上(3)対象範囲の拡大(例、長期欠席など)

2、学校精神衛生の対象——精神衛生における積極面と消極面、児童精神医学の一般的特徴、児童精神分裂病、病青年精神分裂病、児童躁うつ病、

てんかん、児童生徒の行動異常(児童ノイローゼ)精神薄弱。

3、対策——薬物療法の進歩による変化(欠陥治療、早期社会復帰、試験通学 night hospital)、学校側の受入れ(一般の精神衛生知識の普及)早期発見(心理テスト、面接、上記精神衛生知識の普及)精神衛生相談(学校医の役割——家族の説得、精神医の役割、専門相談医の養成)

学校保健における諸問題について  
文部省学校保健課長 高橋恒三氏  
交通災害と頭部外傷について  
東大医学部教授 清水健太郎氏

学校薬剤師講習会 6月12・13日

学校保健における諸問題について

1、環境衛生基準の作成について  
2、学校保健法施行令第7条の改正について(寄生虫)

3、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正について(第1種障害補償と第2種補償の分割等)

4、学校安全教育について(1)災害発生の状況(2)その対策

5、その他  
環境衛生と教育課程

文部省学校保健課教科調査官 湯浅 謹而氏

……環境衛生から見た学習指導要領の要点と解説……

一般方針——教育課程は各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等によって編成するものとする。(児童生徒の学校生活のすべてが教育課程にふくまれている)学校保健法令によつて施行される保健管理の実施は教育課程のうち学校行事等に属するものが多く、環境衛生検査は正にその通りである。しかし、環境衛生について児童生徒が自主的に活動する「教室清掃」等は特別教育活動に属する。また、児童生徒の個々の環境衛生活動について指導助言すること、教育全般にわたるものである。

教育課程は地域や学校の実態を考慮し、児童生徒の発達段階や経験に即応して適切なものを編成するのを建前とする。授業の1単位時間は小学校では45分、中学校では50分、年間授業日数は35週を標準として、これを下廻らないように努める。

指導計画作成および指導の一般方針(能率的効果的にする留意点等)

学校環境衛生の動向  
文部省学校保健課事務官元山正氏

1、学校環境衛生  
2、学校環境衛生基準——基準作成要領……(1)全国小・中・高校に共通の定期検査の確立を第一の狙いとす(2)地域的特性や学校により必要性に差異あるものは、特別環境衛生検査の問題として取扱う(第二の狙い)

(3)検査成績の判定基準には項目により保健上教育上望まじきもの(至適度)保健上許されざるもの(許容度)の両者を考慮するものとする。(4)原案の内容——検査項目、検査の時間検査の方法・技術、検査成績の判定基準、事後措置の基準、維持管理の基準、検査票の記入方法。

驅虫剤をめぐる諸問題  
国立予防衛生研究所  
寄生虫部長 小宮義孝氏

1、驅虫剤の薬理と臨床  
2、驅虫剤の驅虫効果判定法  
3、各種驅虫剤の評価  
教室の環境衛生

横浜国立大工学部教授佐藤鑑氏(註)以上は東京・上野・国立科学博物館で開催された文部省主催の学校保健講習会(学校医・学校薬剤師)の要領から抜萃したものである。

なお日本学校薬剤師会では、前記東京での講習会の後、学校薬剤師必置後一年目とて、さらに多くの学校薬剤師の出席を容易にするため、京都市学校薬剤師会と共催、京都市教育委員会の後援で、6月19日、京都市の関西電力ホールで講習会を開く講師は、前記文部省の高橋、湯浅、元山の三講師に、左の二講師による講義が加えられている。

学校環境と薬用植物  
京都大学薬学部教授木村康一氏  
教室の環境衛生  
神戸大学教育学部教授佐守信男氏

新発売



マッ白な歯をつくる  
マッ白な歯磨

ホワイトライオン

100円